

譲ってください・譲ります リサイクルコーナー

生活用品・子ども用品・楽器など家庭で不用になったものでまだ利用できるものを再利用し、ごみの減量に取り組みましょう。

利用方法市HP 検索1002183をご覧ください
か、お問い合わせください

注譲渡は無料です。当事者間でやり取りしてください

→ごみ減量推進課 ☎ (042) 300-5303

今月のリサイクル家具販売会

7月25日(日)午前10時～正午
ストックヤード(西元町2-9-6)
※当日直接会場へ

注荒天中止/駐車場数台あり/配送不可/
混雑時は入場制限を行う場合あり

→ごみ減量推進課 ☎ (042) 300-5303

靴・かばん・ベルト類・ぬいぐるみ・食用油の 拠点収集&フードドライブにご協力を

7月27日(火)午前9時～11時
もとまち公民館※当日直接会場へ

拠点収集

注破れた・穴が開いた物、車輪の付いたかばん、ゴルフバッグ、スーツケース、長靴、スパイク、スリッパ、人形などは収集できません/食用油はペットボトル・缶などに入れてお持ちください

フードドライブ

家庭で余っている、米(生産1年以内)、缶詰、瓶詰、調味料、乾物、飲料、お菓子、インスタント・レトルト食品などで、賞味期限が1か月以上あり未開封のものをお持ちください。必要とされる方へ届けます。

注市社会福祉協議会では食品の寄附を随時受け付けています。事前にお電話のうえ、お持ちください

問同協議会 ☎ (042) 324-8311

→ごみ減量推進課 ☎ (042) 300-5303

指定管理者を募集

施設名称	いずみホール	ひかり児童館、第一・二・三・四光町学童保育所、第三泉町学童保育所(6施設)	もとまち地域センター、生きがいセンターもとまち(2施設)
応募資格	上記施設の管理運営を安全かつ円滑に行える団体または法人		
指定期間	令和4年4月1日～9年3月31日(5年間)	令和4年4月1日～7年3月31日(3年間)	
募集要項配布	7月15日(木)～30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)に担当課で※市HPからダウンロード可		
申請	8月16日(月)～27日(金)(土・日曜日を除く)に直接担当課へ		
説明会 ※当日直接会場へ	8月3日(火)午後2時～ 場いずみホール	8月5日(木)午後2時～ 場光公民館	8月3日(火)午前10時～ 場もとまち地域センター
担当課、 問い合わせ・ 申請先	文化振興課 (cocobunji WEST5階) ☎(042)313-8182	子ども子育て事業課 (市役所第2庁舎) (内465)	協働コミュニティ課 (本町4-1-9本町クリスタルビル4階) ☎(042)325-1991

第一種低層住居専用地域指定エリアのまちづくり

都市計画の案の公告・縦覧と説明会・意見書の提出

木造住宅の密集化を改善するエリア(令和3年2月1日号6ページ参照)における都市計画の変更に向けた手続きとして、都市計画案の公告・縦覧を行います。案に対して意見のある方は、意見書を提出することができます。また、案に関する説明会を開催します。

■都市計画の種類

○国分寺都市計画用途地域(変更) ○国分寺都市計画防火地域及び準防火地域(変更)

■公告・縦覧

公告日7月20日(火) 縦覧期間7月21日(水)～8月10日(火)

縦覧場所まちづくり計画課(市役所第2庁舎)

■意見書の提出

7月21日(水)～8月10日(火)に意見を提出する都市計画の種類名、意見、住所・氏名を明記し、machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp・郵送(消印有効)または直接〒185-8501まちづくり計画課へ

注意見書の提出があった場合は、意見書に対する見解書の公告・縦覧を実施します。実施の有無は市HPをご覧くださいかまちづくり計画課へお問い合わせください

■説明会

日場 右表のとおり

申各開催日の前日午後5時までに希望日時(第2希望まで)・参加方法(会場またはオンライン)・氏名・電話番号を電話またはmachikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jpでまちづくり計画課へ※オンライン参加希望の場合は、メールで申し込みしてください

注オンライン配信に関しては市HP 検索1022995をご覧ください

日程表 ★はオンライン配信あり

日時(7月)※同内容	場所
22日(祝)午後2時30分～	ひかりプラザ
24日(土)午後6時～★	市役所第1庁舎3階第一・二委員会室
29日(木)午後4時～★	リオンホール(cocobunji WEST5階)

→まちづくり計画課(内449)

公益通報者保護制度をご存じですか

→政策法務課(内559)

公益通報とは、いわゆる「内部告発」のことであり、自分が働く会社などで法令違反行為が行われた、または行われようとしていることを、事実に基づいて通報することです。労働者が公益のための通報を行ったことを理由に解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報者保護法で保護制度が整備されています。

通報先には、事業者内部に設置された窓口や法令違反行為に対して処分を行う行政機関などがあります。行政機関への公益通報のうち、市が勧告や命令などを行う権限を持つ場合は、政策法務課で受け付けます。また、通報先が分からないなどの相談も行っています。調査の際には、通報者が特定されないよう十分配慮します。

■市への通報方法

電話・FAX(042)325-1380・houmu@city.kokubunji.tokyo.jp・郵送または直接(面談など)で〒185-8501政策法務課(市役所第3庁舎)へ

■市以外の問い合わせ先

- 公益通報者保護制度相談ダイヤル ☎ (03) 3507-9262 (月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後0時30分・1時30分～5時30分)
- 消費者庁HP公益通報者保護制度ウェブサイト [HPhttps://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/)

市の道路・交通網に関するパネル展

市内の道路や交通状況などをテーマにパネル展を開催します。交通の現状から将来に向けた課題を考えてみませんか。会場ではアンケートで意見募集も行います。

日程表 9時～午後4時

開催日(7月)	場所※当日直接会場へ
21日(水)	国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ
28日(水)	セミナールーム(cocobunji WEST5階)
31日(土)	市役所書庫棟会議室

→まちづくり計画課(内449)